

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的構想



令和5年（2023年）9月
熊本県あさぎり町

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する當農の 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第3 効率的かつ安定的な農業経営を當む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	14
第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	15
1 地域計画の推進に関する事項	
2 利用権設定等促進事業に関する事項	
3 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項	
4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準そ の他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う 農作業の実施の促進に関する事項	
6 農業を担う者の育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項	
7 新たに農業経営を営もうとする青年等及び農業を担う者の育成・確保に関する 事項	
8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	
第5 その他	30

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

農業の現状と振興方向

1 あさぎり町は、熊本県南部に広がる人吉球磨盆地のほぼ中央に位置し、町の北部を東西に横断する球磨川とその支流である免田川、井口川、阿蘇川、田頭川、銅山川や百太郎溝、幸野溝等の灌漑用水路の水資源を利用する水田地帯と北部丘陵地帯や山間部に形成された畑地帯によって水稻及び畜産を主体とする農業が営まれている。また、生産基盤の整備として圃場整備が他の地域よりいち早く進められ、圃場整備可能な水田はほぼ完了している。

その後、葉たばこ、い草、薬草を中心とした工芸作物、プリンスメロンを中心とした施設園芸が導入され、畑地帯の土地改良事業の実施と共に農業所得の向上、経営の複合化が進んでいる。今後は、特にこのような施設園芸において、担い手を中心に高収益作物を導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種農家を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力の提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる県営及び団体営で圃場整備された優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 あさぎり町の農業構造については、兼業農家の増加と共に農業の担い手不足が進んできたが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域である当町においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したもののが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 あさぎり町はこのような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明かにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、あさぎり町及び周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得が主たる農業従事者1人当たり280万円以上（個別経営体で家族経営の場合、1経営体あたり560万円以上）、年間労働時間が主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度の水準を実現できるものとし、また、これらの農業経営が本町農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立していくことを目指す。

4 あさぎり町は、将来のあさぎり町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に

に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

あさぎり町は、熊本県県南広域本部球磨地域振興局農業普及・振興課（以下「普及・振興課」という。）、農業委員会、球磨地域農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）等関係機関が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、あさぎり町扱い手育成総合支援協議会により、経営改善計画の目標達成に向けて、認定（新規認定、再認定）時ににおける経営改善計画の自立支援、個別の事情に応じた経営相談・指導や専門家による経営分析・診断などを行い、家族農業経営の活性化と農業経営の法人化を推進する。

家族農業経営の活性化については、農地集積や経営改善のための融資、機械施設のリース事業などの支援施策を認定農業者に対し集中して実施するとともに、家族経営協定の締結による女性農業者の経営参画などを推進する。

農業経営の法人化に当たっては、講習会などの啓発活動を行うとともに、設立に向けた個別指導や専門家派遣による課題や問題点解決などの指導・助言を行う。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員等による農地の掘り起こし活動を強化して農地の出し手受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地流動化に関しては、近隣町村で実施され効果的な実績を上げているモデル集落を集団的土地利用の規範としつつ、町内の農用地利用改善団体を中心に集団的土地利用を進め、土地利用調整を全町的に展開して集団化、連担化した条件で扱い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体を必要に応じて設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、地域営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等扱い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及活動に努め、集落を単位とした地域営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指すとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、あさぎり地域農業振興協議会農作業受託部会やアグ

リトラストサービス等と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、普及・振興課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、町内の米・麦・大豆などの土地利用型農業部門において、各農家の経営を部分的に補完する重要な役割を担っているところである。

しかしながら、現在のところ、町内の生産組織は、単に機械の共同利用組合や農作業受託を行う組織がほとんどであり、将来とも地域の農業を担い、経営までを一体的に行う安定的な組織となっていないため、緊急の対策が必要である。

このため、品目横断的経営安定対策などを活用し、土地利用調整と一体となって農地の効率的利用を行なながら、安定的な経営主体となりえるような地域営農組織への発展を促進する。

これまで組織化が進んでいない地域においては、引き続き、集落や集落を超えた地域を単位とした生産組織（機械共同利用組合、農作業受託組織）の育成を図る。

さらに、既存の機械共同利用組合や農作業受託組織などを対象として、品目横断的経営安定対策などを活用しながら、地域の土地利用調整と一体となって農地を集団的に利用し、効率的な農業生産をしながら安定した営農を行い、将来は経営までも一体となる地域営農組織へと発展できるよう支援する。

野菜、果樹、畜産などの個別経営の労力調整や作業受託は、地域の関係組織との連携を強化し、地域全体として効率的な営農の仕組みづくりを進める。

また、組織内で、経営感覚に優れた経営者を育成し、組織運営体制の整備や企業的な経営管理への転換を進める。

組織の熟度に応じて特定農業団体制度を活用するなど、協業化や法人化を促進し、更なる経営の安定化を図る。

特に、中山間地域である当町須恵においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人及び特定農業団体の設立を図る。

さらに、町内の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や地域営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

加えて、新たな地域農業の担い手の確保・育成の観点から、農業参入を希望する個人や法人については、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び地域担い手育成総合支援協議会等の関係機関、関係団体と連携協力して、情報提供・技術指導等を行うこととする。

また、併せて農産物のブランド化や加工・販売等に関わる6次産業化などの経営の多角化・複合化の取組み支援も行うこととする。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源

の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法 その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用を法第12条第1項の農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）への集積はもちろんのこととし、あさぎり町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的な活用を図るものとする。

更に、地域の面的な広がりを対象とした国営川辺川土地改良事業、中山間地域等直接支払制度等の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

施設型農業については、低コスト、高品質生産の将来に亘る計画の実施についての調和を図りながら、機械化、省力化技術の導入、作業環境の改善、農作業多忙時期の臨時雇用やオペレーターの活用等により労働時間の短縮、労働負担の軽減など就業条件の改善を進めると共に、パソコンの導入と併せて農業経営管理指導による経営合理化への適切な指導を行っていく。また、農地中間管理機構と連携を図ることにより、生産団地化、ブロックローテーションを段階的に実施し、担い手への農地集積、経営農地の連担化など諸事業を推進していくことや農作業受託による実質的な作業拡大を促進する。あさぎり町農林振興課、農業委員会、商工観光課、農業協同組合で組織するあさぎり町地域農業振興協議会とも連携を密にし、農地貸借と農作業受委託を促進することで、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

5 あさぎり町は、あさぎり町担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示などの重点的指導及び農業協同組合支所単位の研修会の開催等を普及・振興課の協力を受けつつ行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

あさぎり町の新規就農者は、近年、10人前後で推移しており、令和4年の新規就農者は9人とほぼ横ばいの状況となっている。こうした中、町の農業振興や振興作物の生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、あさぎり町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経

営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農者の確保・定着目標や熊本県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた雇用就農者を含む新規就農者を年間600人確保するという目標を踏まえ、あさぎり町においては年間8人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

あさぎり町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間が主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得が主たる従事者1人あたり概ね200万円以上(3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の7割程度の農業所得)を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けたあさぎり町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構との連携、技術・経営面については普及・振興課や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

将来、普及可能な革新的な技術の導入、望ましい作業環境やゆとりあるライフスタイルの確立も考慮して、第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の基本的な指標は、下記のとおり。

(1) 類型設定の基準

①個別経営体

ア 家族経営

農業経営の現状と他産業の所得や労働時間を踏まえ、将来目標とすべきモデル的な家族経営の経営パターン。

(ア) 自家労力 1経営体あたり経営者を含めて従事者2~3人

(イ) 雇用労働力 ゆとりある経営を実現するために雇用を積極的に導入

イ 法人経営

家族経営の目標とすべき経営水準に達した経営体の次のステップとして規模拡大や経営の高度化による法人化の経営パターン。

②協業経営体

複数の世帯が共同で出資し、生産から生産物の販売、収支決算、収益の配分に至るまでの経営を協業で行うモデル的な経営パターン。

なお、組織運営体制が整った組織については、法人化や大規模法人化の経営を目指す。

(2) モデル経営類型

- 1 個別経営体
① 家族経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
水稻+麦+大豆	<p><作付面積等></p> <p>水 稲 700 a 麦 1,000 a 大 豆 300 a</p> <p><経営面積> 1,000 a</p>	<p><主要資本設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・田植え機・水稻直播種機 ・自脱型コンバイン ・トラクター・ブームスプレイヤー ・麦・大豆用播種機・乗用管理ビークル ・機械倉庫・農舎 ・畦塗り機 ・大豆コンバイン(共有) <p><経営の特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による大規模経営 ・効率的な機械化体系 ・低コスト・省力機械化体系 ・ほ場の汎用化と団地化 ・多品種・多様な栽培法による作期の延長 ・低コスト技術の導入 (乳苗、直播、ロングマット、疎植栽培) 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器(パソコン)の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・労災保険等への加入 ・農繁期の臨時雇用の確保
葉たばこ+水稻	<p><作付面積等></p> <p>たばこ 170 a 水 稲 200 a</p> <p><経営面積> 250 a</p>	<p><主要資本設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆肥散布機 ・成畦被覆機 ・高架型作業機 ・共同、個人乾燥施設 <p><経営の特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械化体系による大規模経営 ・高架型作業機による作業の効率化 ・わき芽抑制剤の適正使用 ・共同受託乾燥施設利用 ・水稻は営農組織に委託 		
春夏メロン+秋冬メロン+水稻	<p><作付面積等></p> <p>春夏メロン 70 a 秋冬メロン 60 a 水 稲 200 a</p> <p><経営面積> 260 a</p>	<p><主要資本設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐候性ハウス・動力噴霧機 <p><経営の特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正栽培管理による高品質生産 ・気象災害に強い耐候性ハウスの導入 ・適正保温管理による生育促進 ・土壤病害虫の徹底防除 		
春夏メロン+キュウリ+水稻	<p><作付面積等></p> <p>春夏メロン 70 a キュウリ 40 a 水 稲 150 a</p> <p><経営面積> 200 a</p>	<p><主要資本設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐候性ハウス・動力噴霧機 <p><経営の特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正栽培管理による高品質生産 ・気象災害に強い耐候性ハウスの導入 ・適正保温管理による生育促進 ・土壤病害虫の徹底防除 		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
いちご+水稻	<作付面積等> いちご 27 a 水稻 80 a <経営面積> 110 a	<主要資本設備> ・連棟ハウス・暖房機・電照施設 ・二重カーテン・高設栽培施設 <経営の特徴> 省力化技術導入による高品質生産 ・省力育苗システムの導入 出荷規格の適正化 ・高設栽培の導入による生産性向上と軽作業化 ・除草剤散布の省力化 ・「ひのしづく」の導入	・複式簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器(パソコン)の導入	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・労災保険等への加入 ・農繁期の臨時雇用の確保
冬春トマト+水稻	<作付面積等> トマト 23 a 水稻 80 a <経営面積> 130 a	<資本設備> ・耐候性ハウス(連棟) ・自動開閉装置 ・二重カーテン ・自動灌水施設 ・温風暖房機 ・トラクター・管理機・動力噴霧機 <経営の特徴> 適正栽培管理による高品質生産 ・気象災害に強い耐候性ハウスの導入 ・適正保温管理による生育促進 ・土壤病害虫の徹底防除 ・自動開閉装置や無人防除機、自動灌水施設による省力化 ・作業の共同化、生産の組織化 ・雇用労働力利用		
梨	<作付面積等> 梨 170 a トンネル(幸水) 60 a 露地(幸水) 60 a 露地(豊水外) 50 a <経営面積> 170 a	<主要資本設備> ・トンネルハウス ・スピードスプレーヤー ・乗用モア ・動力運搬車 <経営の特徴> トンネルハウス及び単収増大技術導入による高品質安定生産 ・トンネルハウス栽培による前進化栽培 ・整枝剪定技術の改善による単収生産		
小ネギ+水稻	<作付面積等> 小ネギ 40 a 水稻 100 a <経営面積> 140 a	<主要資本設備> ・耐候性ハウス(連棟) ・播種機 ・自動灌水施設 ・予冷庫 ・皮むき機 <経営の特徴> 適正栽培管理と雇用労力活用による高品質生産 ・作業の共同化、生産の組織化 ・気象災害に強い耐候性ハウスの導入 ・適正管理と雇用労働力の活用による高品質栽培 ・病害虫の徹底防除		
トルコギキョウ+水稻	<作付面積等> トルコギキョウ 35 a 早生、中生品種 14 早生～極早生品種 20 水稻 150 a <経営面積> 250 a	<主要資本設備> ・耐候性ハウス(連棟・単棟) ・暖房機 ・かん水施設 ・電照施設 ・動力噴霧器 <経営の特徴> 適正栽培管理による高品質生産 ・気象災害に強い耐候性ハウスの導入 ・冷蔵施設利用による育苗コストの低減と良質苗の安定確保 ・黄色忌避灯による害虫防除		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
施設キク十水稻	<p><作付面積等></p> <p>キク 48 a 輪ギク 18 a 輪ギク 30 a 水 稲 150 a <経営面積> 250 a</p>	<p><主要資本設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対候性ハウス(連棟) ・暖房機・冷蔵庫 ・灌水施設 ・電照施設・シェード施設・防虫ネット・循環扇 ・動力噴霧器 <p><経営の特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正栽培管理による高品質生産 ・気象災害に強い耐候性ハウスの導入 ・冷蔵施設利用による育苗コストの低減と良質苗の安定確保 ・直挿し技術導入 ・優良品種の選定導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器(パソコン)の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・労災保険等への加入 ・農繁期の臨時雇用の確保
梨十桃	<p><作付面積等></p> <p>梨 110 a 内トンネル 50 a 露地(幸水) 30 a 露地他 30 a もも 60 a 内トンネル 30 a 露地 30 a <経営面積> 170 a</p>	<p><主要資本設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・果樹棚、全面ネット、防蛾灯、防風ネット ・スピードスプレーヤー、トンネルハウス ・灌水施設、花粉開約施設、乗用モア、運搬車 <p><経営の特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし、もも複合経営による経営安定 ・園地の集団化 ・なじとももの組み合わせによる労動力の適正配分 ・スピードスプレーヤーによる防除 ・人工受粉による受粉作業の改善 ・品種構成の適正化 ・施設栽培による労力分散 ・トンネルハウスによる前進化栽培 ・剪定技術改善による単収増大 ・ももトンネル+優良早生品種の導入による梅雨前出荷 		
桃	<p><作付面積等></p> <p>もも 190 a 内ハウス 30 a トンネル 60 a 露地他 100 a <経営面積> 190 a</p>	<p><主要資本設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・果樹棚、全面ネット、防蛾灯、防風ネット、スピードスプレーヤー、トンネルハウス ・灌水施設、花粉開約施設、乗用モア、運搬車 <p><経営の特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし、ももの複合経営による経営安定 ・園地の集団化 ・なじともとの組み合わせによる労動力の適正配分 ・スピードスプレーヤーによる防除 ・人工受粉による受粉作業の改善 ・品種構成の適正化 ・施設栽培による労力分散 ・トンネルハウスによる前進化栽培 ・剪定技術の改善による単収増大 ・もものトンネル+優良早生品種の導入による梅雨前出荷 		
ぶどう	<経営面積> 170 a	<p><主要資本設備></p> <p>自走式ss 果樹棚(トンネル被覆) トレーラー^{ss} ハンマーナイフモア^{ss}</p> <p><経営の特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・除草剤散布の省力化 ・優良品種の導入 		
茶	<p><作付面積等></p> <p>茶 620 a <経営面積> 620 a</p>	<p><主要資本設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防霜施設(ファン・スプリンクラー) ・乗用式摘採機(共同)、乗用式防除機、 ・乗用式整剪枝機・製茶工場60k型、乗用式複合管理機(共同) <p><経営の特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械化体系による大規模経営 ・園地の集団化 ・防霜施設(ファン・スプリンクラー)による晚霜害の回避 ・乗用式機械等の導入による作業の省力化 ・かぶせ茶栽培の導入 ・手期摘採による上質上葉生産 ・作業の共同化、機械の共同利用 		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
肉用牛△繁殖▽+水稻	<p><作付面積等></p> <p>繁殖牛 40頭 水 稲 150a</p> <p><經營面積></p> <p>150a</p>	<p><主要資本設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・群飼運動スタンチョン方式畜舎 ・自給飼料生産機械一式 ・堆肥舎 <p><經營の特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械化体系による大規模複合経営 ・自給飼料を主体とした給与体系 ・稻作農家との連携による堆肥と稻ワラ交換 ・ヘルパー利用による休日確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器(パソコン)の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・労災保険等への加入 ・農繁期の臨時雇用の確保
肉用牛肥育	<p><飼養頭数></p> <p>肥育牛 125頭</p>	<p><主要資本設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・群飼畜舎 ・自給飼料生産機械一式 ・堆肥舎 <p><經營の特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期3ヶ月自給飼料給与方式による大規模肥育経営 ・TMR方式による飼料給与 ・自給粗飼料給与方式によるコスト低減 ・稻作農家との連携による堆肥と稻ワラの交換 ・ヘルパー利用による休日確保 		
肉用牛一貫	<p><作付面積等></p> <p>繁殖牛 30頭 肥育牛 30頭</p>	<p><主要資本設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・群飼運動スタンチョン方式畜舎 ・自給飼料生産機械一式 ・堆肥舎 <p><經營の特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械化体系による大規模一貫経営 ・自給粗飼料給与方式によるコスト低減 ・稻作農家との連携による堆肥と稻ワラ交換 ・TMR給与方式による飼料給与 		
酪農	<p><作付面積等></p> <p>経産牛 40頭</p>	<p><主要資本設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター・トラック ・田植え機・コンバイン ・コーンプランター・スプレア ・コーンハーベスター ・ワゴン・ブロードキャスター ・ディスクハロー・ロールベラー ・ラップマシーン・モアコン ・テッダー・レーキ ・マニアスプレッダー ・リバーシブルプラウ・ショベルローダー ・バキュームカー・フリーバン・ミルキング ・バーラー・ダンプカー・堆肥舎 <p><經營の特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・省力型施設・機械による効率的大規模経営 ・フリーバーン、バーラー方式による省力化 ・コントラクター利用による自給飼料生産 ・ヘルパー利用による定休日確保 		

② 法人経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
水稻+麦+大豆へ受託型▼	<p><作付面積等></p> <p>水稻 1,000 a 麦 1,700 a 大豆 700 a</p> <p>作業受託 延べ 7,200 a</p> <p><経営面積> 1,700 a</p>	<p><主要資本設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター ・自脱型コンバイン(3条) ・高速施肥田植機(5条) ・乗用管理ビーカー ・麦、大豆播種機 ・汎用コンバイン(共同) ・共同乾燥施設 <p><経営の特徴></p> <p>機械化一貫体系による農作業受託組合複合経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同施設等の整備 ・農作業受託による機械の効率的利用 ・良食味品種の導入 ・ほ場の汎用化と農地の集積 ・耕畜連携による土づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器(パソコン)の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・労災保険等への加入 ・農繁期の臨時雇用の確保
茶	<p><作付面積等></p> <p>茶 3,000 a</p> <p><経営面積> 3,000 a</p>	<p><主要資本設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防霜ファン・スプリンクラー ・乗用型摘採機 ・色別選別機 ・製茶工場(120kライン)全自動 ・乗用型防除機 ・乗用型複合管理機 <p><経営の特徴></p> <p>機械化体系による法人経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用型作業機による作業の省力化 ・防霜ファンとスプリンクラーによる防霜対策 ・かぶせ茶栽培の導入 		
酪農+水稻	<p><飼養頭数></p> <p>経産牛 100 頭 飼料用地 25 ha</p>	<p><主要資本設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリー・バーン ・ミルキング・パーラー ・自給飼料生産機械一式 ・堆肥舎 <p><経営の特徴></p> <p>省力型施設・機械による効率的大規模経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリー・バーン、パーラー方式による省力化 ・自給飼料給与率50% ・TMR給与方式の導入 ・常時雇用体制の整備 		
葉たばこ+水稻	<p><作付面積等></p> <p>たばこ 400 a 水稻 300 a</p>	<p><主要資本設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆肥散布機 ・成畦被覆機 ・高架型作業機 ・共同、個人乾燥施設 <p><経営の特徴></p> <p>機械化体系による大規模経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高架型作業機による作業の効率化 ・わき芽抑制剤の適正使用 ・共同受委託乾燥施設利用 		

2 協業経営体

③ 協業経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
水稻+麦+大豆	<p><作付面積等></p> <p>水稻 2,400 a 麦 4,000 a 大豆 1,600 a</p>	<p><主要資本設備> ※JAからのリースを想定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田植え機・水稻直播種機 ・自脱型コンバイン ・トラクター・ブームスプレイヤー ・麦・大豆用播種機・乗用管理ビーカー ・機械倉庫・農舎 ・畦塗り機 ・大豆コンバイン(共有) <p><経営の特徴></p> <p>機械化一貫体系による効率的営農組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落ぐるみの土地利用の構築 ・低コスト・省力機械化体系 ・多品種・多様な栽培法による作期の調整 ・低コスト技術の導入 (乳苗、直播、ロングマット、疎植栽培) ・専任オペレーター制 ・法人化を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器(パソコン)の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・労災保険等への加入 ・農繁期の臨時雇用の確保

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現にあさぎり町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、あさぎり町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

農業経営の指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻+麦+大豆	<作付面積等> 水稻 200 a 麦 400 a 大豆 200 a <経営面積> 400 a	<主要資本装備> ・田植え機 ・自脱型コンバイン ・トラクター・ブームスプレイヤー ・麦・大豆用播種機・乗用管理ビークル <経営の特徴> ・機械化一貫体系による大規模経営 ・効率的な機械化体系 ・低コスト・省力機械化体系 ・ほ場の汎用化と団地化 ・多品種・多様な栽培法による作期の延長 ・低コスト技術の導入 (乳苗、直播、ロングマット、疎植栽培)	・複式簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器(パソコン)の導入	・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・労災保険等への加入 ・農繁期の臨時雇用の確保
葉たばこ+水稻	<作付面積等> 葉たばこ 60 a 水稻 90 a <経営面積> 150 a	<主要資本装備> ・堆肥散布機 ・成畦被覆機 ・高架型作業機 ・共同、個人乾燥施設 <経営の特徴> 機械化体系による大規模経営 ・高架型作業機による作業の効率化 ・わき芽抑制剤の適正使用 ・共同受委託乾燥施設利用 ・水稻は営農組織に委託		
春夏メロン+キュウリ+水稻	<作付面積等> 春夏メロン 20 a キュウリ 20 a 水稻 30 a <経営面積> 50 a	<主要資本装備> ・耐候性ハウス・動力噴霧機 <経営の特徴> 適正栽培管理による高品質生産 ・気象灾害に強い耐候性ハウスの導入 ・適正保温管理による生育促進 ・土壤病害虫の徹底防除		
いちご+水稻	<作付面積等> いちご 10 a 水稻 30 a <経営面積> 40 a	<主要資本装備> ・連棟ハウス・暖房機・電照施設 ・二重カーテン・高設栽培施設 <経営の特徴> 省力化技術導入による高品質生産 ・省力育苗システムの導入 出荷規格の適正化 ・高設栽培の導入による生産性向上と軽作業化 ・除草剤散布の省力化		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
冬春トマト	<p><作付面積等> トマト 10 a</p> <p><経営面積> 10 a</p>	<p><資本設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐候性ハウス(連棟) ・自動開閉装置 ・二重カーテン ・自動灌水施設 ・温風暖房機 ・トラクター・管理機・動力噴霧機 <p><経営の特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正栽培管理による高品質生産 ・気象災害に強い耐候性ハウスの導入 ・適正保温管理による生育促進 ・土壤病害虫の徹底防除 ・自動開閉装置や無人防除機、自動灌水施設による省力化 ・作業の共同化、生産の組織化 ・雇用労働力利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器(パソコン)の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・労災保険等への加入 ・農繁期の臨時雇用の確保
夏秋ホウレンソウ+水稻	<p><作付面積等> 夏秋ホウレンソウ 25 a 水稻 30 a</p> <p><経営面積> 55 a</p>	<p><主要資本設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター ・播種機 ・管理機 <p><経営の特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正栽培管理による高品質生産 ・作型の分散 ・播種機利用による省力化 ・雇用労働力利用 ・水稻は営農組織に委託 		
施設菊	<p><作付面積等> 菊 0 a</p> <p><経営面積> 20 a</p>	<p><主要資本設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対候性ハウス(連棟) ・暖房機・冷蔵庫 ・灌水施設 ・電照施設・シェード施設・防虫ネット・循環扇 ・動力噴霧器 <p><経営の特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正栽培管理による高品質生産 ・気象災害に強い耐候性ハウスの導入 ・冷蔵施設利用による育苗コストの低減と良質苗の安定確保 ・直挿し技術導入 ・優良品種の選定導入 		
肉用牛△繁殖▽+水稻	<p><作付面積等> 繁殖牛 15 頭 水稻 60 a</p> <p><経営面積> 60 a</p>	<p><主要資本設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・群飼運動スタンチョン方式畜舎 ・自給飼料生産機械一式 ・堆肥舎 <p><経営の特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械化体系による大規模複合経営 ・自給飼料を主体とした給与体系 ・稻作農家との連携による堆肥と稻ワラ交換 ・ヘルパー利用による休日確保 		

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

令和11年（2029年）における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標について、将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備 考
面積のシェア：85% なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻は耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作物については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェア及び面的集積の目標である。

2 目標年次は概ね令和11年（2029年）とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

あさぎり町では、水稻・たばこ・麦・大豆・薬草を主体とする土地利用型農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、岡原地区ではメロン、イチゴ、キュウリを中心とした施設園芸と水稻による複合経営の割合が高く、認定農業者等の担い手が比較的多く存在しているが、近年の燃料高騰や農業従事者の高齢化により空きハウスが目立ちはじめており、農地及び農業用施設の効率的な利用を図る必要がある。

一方、須恵・深田地区の一部では、小規模な稻作を中心とする兼業農家が多く、一部の農作業については受委託が行われているものの、農地の資産的保有傾向が強いため利用集積が進んでいないことに加え、近年の農産物価格低迷による意欲減退や農業経営の継承が円滑に行われなかつたこと等により、耕作放棄地が散見されるようになり問題となっている。

(2) 今後の農地利用等の見通しおよび将来の農地利用のビジョン

あさぎり町では、今後10年間で更に農業従事者の高齢化が進み、このような農地所有者からの農地貸付等の意向が強まることが予想される。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や場整備等を行い、あさぎり町、農業委員会、農地中間管理機構及び県等が一体となって、農用地の利用調整に取組み、農地中間管理機構を軸としながら、分散錯置の状況を解消、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図り、もって、農作業の効率化し、農地の引受け能力を向上させ、さらなる規模拡大と経営改善を支援する。

加えて、小規模兼業農家が多い地区や山間地では、将来の農地の引き受け手となる担い手がいないため、このまま推移すれば農地の荒廃化が進み、地域の環境悪化を招くことから、新規就農の促進に加え、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体による農用地の有効活用等を図るとともに、集落単位で将来に向けた話し合いを行い、地域全体で農地を保全・活用する方法を検討するなど、集落ぐるみの営農活動の構築が必要である。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関・団体との連携等

あさぎり町の農地利用のビジョン実現を図るため、町内をいくつかの地域に分け、計画的に集落内の話し合いによる合意形成を促すとともに、農地中間管理事業を活用して、担い手への農地集積を推進する。

また、地域の実情に応じて、国・県の各種補助金を積極的に活用し、基盤整備事業を含む農地流動化施策を実施する。

このため、関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、役場関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域担い手育成総合支援協議会等による連携体制を整備する。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

あさぎり町は、熊本県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項」及び第6「効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、あさぎり町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化の促進のための措置を実施する。

- ① 地域計画の促進
- ② 利用権設定等の促進
- ③ 農地中間管理事業の促進
- ④ 農用地利用改善事業の促進

- ⑤ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の促進
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進
- ⑦ 新たな農業の従事者及び担う者の育成及び確保を促進
- ⑧ その他農業経営基盤の強化に必要な取組の促進

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 球磨川流域及びその支流の平坦部の圃場整備完了地域においては、圃場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。利用権設定を推進し、担い手が連担的な条件の下で効率的な生産が行なえるよう努める。

イ 中山間地域、山麓地域や丘陵畑作地帯においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。さらに、あさぎり町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

1 地域計画の推進に関する事項

(1) 協議の場の開催

ア 時期については、幅広い農業者の参画を図るため、農繁期を除いて設定する。
イ 協議の場の開催に当たっては、広報誌及びホームページへの掲載に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。
ウ 協議の場の参加者については、あさぎり町、農業者、普及・振興課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及びその他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。
エ 協議の場の参加者等からの協議事項に係る問合わせ先は、農林振興課とする。

(2) 農用地等の区分及び保全

ア 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。
イ 上記の設定後、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) 関係団体との連携及び進捗管理

地域計画の策定に当たって、普及・振興課、農業委員会、農業協同組合、農業公社、土地改良区及びその他の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表

に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、さらに地域計画に基づいた利用権の設定等に関する進捗管理に努める。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧法」という。）法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ） 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ） その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ） その者の農業経営に主として従事すると認められる青壯年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

（オ） 所有权の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有权を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用賃借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実

施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、同法第11条の50第1項第1号に規定する農業経営を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、法第7条に規定する農地中間管理事業の特例事業を行う農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- （ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適當な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- （イ）その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- （ウ）その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2とおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

- ① あさぎり町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から旧法の「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。改正令和4年4月1日付け3経営第3217号。以下「旧基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② あさぎり町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① あさぎり町は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）
- ② あさぎり町は、（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ あさぎり町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るために、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、あさぎり町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② あさぎり町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組

んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ④ ②、③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① あさぎり町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② あさぎり町は、(5)の②、③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、あさぎり町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ あさぎり町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようとする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、貸借権又は使用貸借による権利の設定に限る。

② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律

関係

- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持ち分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- ⑦ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書及び参考資料（法人である場合には定款の写しを含む。）をあさぎり町長に報告する旨の条件
 - ア ①に規定する氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - イ ①に規定する者が貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
 - ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
 - エ ①に規定する者が行う耕作又は素畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす影響
 - オ 地域の農業における他の農業者との役割分担
 - カ ①に規定する者が法人である場合には、その業務執行役員等のうち、耕作又は素畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに耕作又は素畜の事業への従事状況
 - キ その他参考となるべき事項
- ⑧ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が撤退した場合の混乱を防止するための次の事項
 - ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - イ 原状回復の費用の負担者
 - ウ 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
 - エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - オ その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑨ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

あさぎり町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないも

のに限る。) の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について 2 分の 1 を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

あさぎり町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑧までに掲げる事項をあさぎり町の掲示板への掲示その他適切な方法により公告する。

(10) 公告の効果

あさぎり町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

あさぎり町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① あさぎり町は、法第19条の公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者に対し、以下のいずれかに該当するときは、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作又は素畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき

② あさぎり町は、以下のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る貸借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が貸借権又は使用貸借の解除をしないとき

- イ ①の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき
- ③ あさぎり町は、②の取消しをした時は、農用地利用集積計画のうち法第18条第2項第6号に規定する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を町の公報に掲載すること等により行う。
- ④ なお、③の規定による公告があったときは、②の取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなされる。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

3 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

- (1) あさぎり町は町の全域又は一部を区域として、農地中間管理事業との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地集積・耕作放棄地解消の趣旨が十分に理解され、地域一体となって合意形成が行われるよう、農地中間管理事業等の活用による利用権設定や所有権移転の促進及び普及啓発活動等を行うものとする。
- (2) あさぎり町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び地域担い手育成総合支援協議会等は農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報の提供及び協力をを行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適當であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

あさぎり町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適當であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適當であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一つの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（4）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（5）農用地利用規程の認定

① （2）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）参考様式第6－1号の認定申請書をあさぎり町に提出して、農用地利用規程についてあさぎり町の認定を受けることができる。

② あさぎり町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合すること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ （4）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営を改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請書が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ あさぎり町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程をあさぎり町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

（6）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① （5）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内

の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること。定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（4）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ あさぎり町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（5）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（5）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（5）の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特

定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導及び援助

- ① あさぎり町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導及び援助に努める。
- ② あさぎり町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及・振興課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、あさぎり町担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

あさぎり町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るために農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受託事業の活用、農作業の受託又は委託を行おうとする者

から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業の受委託の促進に努めるものとする。

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について、適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向け、農業支援サービス事業体による農作業受委託料金の情報提供の推進、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

6 農業を担う者の育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

あさぎり町が持続的に発展していくためには、優れた品質の農畜産物を安定的に生産し、魅力ある地域社会を維持していくことが重要である。

効率的かつ安定的な経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有する人材の育成を目的に人材育成方針を定めており、その上で、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や家族経営などの多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。

そこで、県基本方針第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即し、認定農業者や認定新規就農者、地域営農組織等の担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成、主体性と創意工夫を發揮した経営を展開できるように支援する。

さらに、中小・家族経営などの多様な経営体について、地域社会維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、円滑な経営継承に向けた支援や地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施する。

また、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に發揮させるための研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

なお、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用のシステムを整備する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等及び農業を担う者の育成・確保に関する事項

第1の6（2）に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

（1）新たに農業経営を営もうとする青年等及び農業を担う者の確保に向けた取組

熊本県新規就農支援センターや普及・振興課、農業協同組合、農業委員会、あさぎり町農業支援センター等と連携しながら、就農希望者に対し、町内での就農に向けた

情報の提供を行う。

また、児童・生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の中長期的な取組を実施する。

さらに、町内の施設や資源等を活用し、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等及び農業を担う者の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農しようとする青年等が安心して就農し定着できるように、相談対応・情報提供、農業技術や経営方法等に関する研修の実施、受け入れから定着までのサポートなどを行う。

同サポートなどについては、あさぎり町が主体となり、熊本県農業大学校や普及・振興課、農業委員会、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して研修や営農指導の時期・内容等の就農前後のフォローアップの状況を共有、当該青年等の営農状況を把握しながら、一貫した支援を効率的かつ適切に行う。

また、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして、農業を選択する者など、多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で、重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。

そのほか、町内における生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えする等の観点から、外国人材や障がい者等のあらゆる人材を、地域の農業を支える宝と捉え、多様な人材確保に取り組む。

イ 就農初期段階の地域全体のサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

普及・振興課による4Hクラブや、青年新規就農者ネットワークへの加入促進、農業協同組合等が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供等により、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

就農希望者が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるように、青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。

さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担及び連携

就農に向けた情報提供及び就農相談については熊本県新規就農支援センター、あさぎり町農業支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については熊本県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては普及・振興課、農業協同組合、あさぎり町認定農業者、指導農業士等、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構等が役割分担しながら各種取組を進める。

また、就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のため、経営の移譲等に関して、熊本県農業経営・就農支援センターと連携し、相互に情報の収集及び提供を行う。

8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

ア あさぎり町は、県下一円を区域として農地中間管理機構が行う事業との連携の下、普及啓発活動等を行うことによって、農地中間管理機構が行う事業の実施の促進を図る。

イ あさぎり町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理機構が行う特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。

(2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要な他の関連施策との連携

あさぎり町は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア あさぎり町は、農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ あさぎり町は、各種事業の効率的な推進により農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するように努める。

ウ あさぎり町は、水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通じて望ましい経営の育成を図ることとする。特に転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて、農地の集積・集約化、連担化による効率的作業単位の形成等、望ましい経営の営農展開に資するように努める。

エ あさぎり町は、上下水道事業や集落排水事業等の実施促進及び事業目的に沿った推進により、定住条件の整備を通じ、農業の担い手の確保に努める。

オ その他の施策の推進

あさぎり町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(3) 推進体制等

① 事業推進体制等

あさぎり町は、普及・振興課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関、団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を協力して推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、あさぎり町は、このような協力の推進に配慮する。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

- 附則 この基本構想は、平成18年9月1日から施行する。
- 附則 この基本構想は、平成23年9月1日から施行する。
- 附則 この基本構想は、平成26年10月1日から施行する。
- 附則 この基本構想は、令和4年3月23日から施行する。
- 附則 この基本構想は、令和5年9月14日から施行する。

別紙1（第5の2（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）、農地法施行令第2条第2項第3号に規定する一般社団法人又は一般財団法人（ただし、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項
- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農業用施設用地として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2（第5の2（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 利用権の存続期間は、3年、6年又は10年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地等において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて、上記の期間とすることが相当でないと認められる場合には、上記の期間と異なる存続期間とすることができます。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が、当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、貸貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のため費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないとときは、当事者の双方の申しに基づき、あさぎり町が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
I の①と同じ。	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。</p>	I の③と同じ。	I の④と同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の支払方法	④有益費の償還
I の①と同じ。	<p>1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	I の③と同じ。この場合においてI の③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	I の④と同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地にかわるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が、所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに對価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律關係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>